

提 供 年 月 日	令和7年1月31日
担 当 部 課	市立野洲病院事務部
担 当 者	今井
連絡先電話番号	077-587-1332

市立野洲病院と社会福祉法人^{恩賜財団}済生会滋賀県病院との 連携に関する協定の締結について

市立野洲病院と社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院は、それぞれの医療機能、専門性、及び医療資源に応じた機能分化と連携をより一層強化することで、湖南医療圏域及び野洲市域における持続可能な医療提供体制の強化を効果的に進めるべく、このたび下記のとおり、病病間の医療連携強化に関する協定を締結しましたのでお知らせします。

記

- 1 名称 : 救急患者の転院搬送等病院間の医療連携強化に関する協定書
- 2 締結日 : 令和7年1月28日
- 3 締結者 : 市立野洲病院 病院長 前川 聡
社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院 病院長 三木 恒治
- 4 連携強化推進事項 : ①救急患者の転院搬送に関する事項
②入院患者の転院に関する事項
- 5 特記事項 : ・協定書の写しは、別添のとおり。
・上記4の①(*)の対象疾患は、次の5疾患とすること。
(1) 誤嚥性肺炎
(2) 肺炎(間質性肺炎除く)
(3) 圧迫骨折
(4) 尿路感染症
(5) 体液量減少症

以上

(*「救急患者の転院搬送」とは、高度急性期病院に救急搬送された高齢の患者等について、初療の上、搬送後3日以内に連携医療機関にある急性期病院へ転院搬送する診療報酬上の制度)

【写】

救急患者の転院搬送等病院間の医療連携強化に関する協定書

市立野洲病院（以下「甲」という。）及び社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院（以下「乙」という。）は、病院間における医療連携に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、湖南医療圏における持続可能な地域医療の提供体制を確保するため、救急患者の転院搬送のほか、病院間の医療連携を強化することを目的とする。

（事業概要）

第2条 甲及び乙は、次の内容について医療連携を推進するものとする。

（1）救急患者の転院搬送

乙に救急搬送された患者（特に野洲市民）について、乙での初期診療後、甲での対応が可能と判断される場合には、甲乙が調整のうえ、甲への転院搬送を推進する。なお、乙は、搬送した患者の病状の急変に備えた緊急の診療体制を確保するとともに、搬送した患者の診療情報を共有できる体制を整備する。

（2）入院患者の転院調整

乙に入院した患者（特に野洲市民）について、急性期の治療が落ち着き、患者本人や家族の同意があり、かつ甲での対応・受け入れが可能となる場合には、甲乙が調整のうえ、甲への早期転院を推進する。

2 前項第1号における連携方法については、C004-2 救急患者連携搬送料に定められた要件に準じて実施する。なお、診療報酬改定等により要件が改正された場合は、改正後の要件に読み替えるものとする。

3 第1項第1号の連携対象とする疾患や方法については、甲及び乙による協議に基づき別に定めるものとする。

（協議）

第3条 甲及び乙は、この協定の推進に係る連絡調整のため、定期的に協議するものとする。

（補足）

第4条 この協定に定めるもののほか、必要な事項は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

令和7年（2025年）1月28日

（甲）滋賀県野洲市小篠原 1094 番地
市立野洲病院
病院長 前川 聡

（乙）滋賀県栗東市大橋 2 丁目 4-1
社会福祉法人恩賜財団済生会滋賀県病院
病院長 三木 恒治

<協定締結式の様子>



(写真手前) 市立野洲病院 (後方) 済生会滋賀県病院



(写真右) 市立野洲病院 前川院長_挨拶



(写真左) 済生会滋賀県病院 三木院長 (右) 市立野洲病院 前川院長



(写真左) 市立野洲病院 前川院長 (右) 済生会滋賀県病院 三木院長



(写真左) 市立野洲病院 前川院長 (右) 済生会滋賀県病院 三木院長



(写真前列左から) 市立野洲病院 小森看護部長、前川院長、済生会滋賀県病院 三木院長、松村看護部長、
 (写真後列右から) 済生会滋賀県病院 日置事務部副部長、増山副院長、
 市立野洲病院 平田リハビリテーション科部長、駒井事務部長、今井事務部副部長